

食料・農業・農村政策審議会第10回施策部会議事録

日時：平成15年11月4日（火）14:00～16:15

場所：三田共用会議所第四特別会議室

甲斐部会長　　ただいまから、食料・農業・農村政策審議会第10回施策部会を開催いたします。

本日は、「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策」の構成（案）及び「平成15年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告（動向編）」の作成に当たっての考え方（案）についてご審議していただきたいと思います。

本日は、生源寺委員、中村委員、菱木専門委員、虫明専門委員が、ご都合により欠席されております。

また、一般公募によって、6名の傍聴者がいらっしゃいます。

なお、資料、議事録等につきましては、すべて公開することとなっております。

それでは、議事に入ります。

既にご案内のとおり、今回から質疑の進め方を変更いたしております。予定では16時閉会となっておりますけれども、最大30分程度の延長がありますことを初めにお断り申し上げておきます。

まずは「講じようとする施策」の構成（案）をご検討いただきます。

構成（案）をご検討いただく際の参考といたしまして、農林水産省から参考資料1「食料・農業・農村の現状」についてご説明いただきます。その後、資料の「講じようとする施策」の構成（案）と参考資料2の農林水産省関連の「主な施策」についてご説明いただきます。

そして、関係府省から「主な施策」をご説明いただいた後、委員の皆様からご意見を伺いたいと思っております。

なお、質疑等の時間を確保するために、説明はできるだけ簡潔にお願いいたします。

涌野情報課長　　情報課長の涌野でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、参考資料の1「食料・農業・農村の現状」をごらんいただきたいと思います。1枚おめくりいただきますと目次がございます。「食料の安定供給システムの構築」から

始まりまして、 、 、 と 3 章立てで構成しております。

それでは最初から簡単にポイントのみを説明させていただきます。

1 ページは、 第 章「食料の安定供給システムの構築」、「1 食の安全・安心の確保」でございます。

まず「農林水産省における食の安全・安心の確保の取組み」につきましては、食品安全基本法の制定を受け、リスク管理のための施策・組織を総合的に見直すこととしたしました。具体的には、食品安全関連法制の改正を行うとともに、本省におきましては消費・安全局を、地方におきましては地方農政事務所を設置したところでございます。

また、新たな食品安全行政に取り組むための指針といたしまして、6月に「食の安全・安心のための政策大綱」をとりまとめ、8月にその工程表を公表したところでございます。

BSE につきましては、7例のBSE 感染源及び感染経路につきましては、9月に報告書が出されております。その後、茨城県で発見されました8頭目につきましては、従来の事例とは異なる「非定型的なBSE」と判断されておりますが、と蓄場での全頭検査、特定部位の除去により、今後とも牛肉の安全の確保には万全を期すことにしております。

次に、8割近くの消費者の皆様が、導入により食品の安全に対する信頼度が高まると考えておられますトレーサビリティシステムにつきましては、牛肉については本年12月から牛肉トレーサビリティ法に基づいて、生産段階におけるトレーサビリティシステムの導入が義務づけられておるところでございます。

また、表示制度につきましては、「食品表示に関する共同会議」におきまして検討が行われております。7月には、品質が比較的長く保持される食品に付される期限表示を「賞味期限」と統一することとされました。

また、消費者とのリスクコミュニケーションの推進につきましては、本省、地方農政局等のホームページや消費者等との定例懇談会などを通じまして、関係者にわかりやすい情報を積極的に提供するとともに、消費者団体とも施策意見交換会を実施しているところでございます。

次に、5ページでございます。「食料消費及び食生活の動向」でございます。

食料消費につきましては、世帯員1人当たり実質食料消費支出は、14年度には前年度に比べ0.3%増加しておりますが、15年度の第1四半期につきましては、ほぼすべての品目において減少しております。

また、全体の消費支出に占めます食料支出の割合は、平成7年度まで低下傾向にありま

したが、近年は約25%と、ほぼ横ばいで推移しております。

次に、7ページでございます。食生活の現状につきまして年代別にみますと、年代が高いほどPFCバランスがよく、また年代が高いほど食生活への満足度も高い傾向にあります。

しかしながら、生活の基本であります食生活を望ましいものにするために、12年に関係3省で決定いたしました「食生活指針」の認知度はまだ2割程度にとどまっております。したがいまして、今後とも「食生活指針」の普及・実践等、食育の推進を通じて健全で豊かな食生活の実現を図ることが重要であると考えられます。

次に、9ページでございます。「食料産業と食料需給の動向」でございます。

食料産業の概況につきましては、我が国の国内総生産 503兆円のうち50兆円が食料産業によるものであります。食料産業は我が国経済の中で1割産業としての地位を占めており、昨年と同様の状況にございます。

このような中で、外食産業につきましてはこれまで成長を続けてまいりましたが、平成10年以降、外食産業の市場規模は縮小傾向にございます。また、中食の市場規模は増加傾向にありますが、その伸びは鈍化しつつあるという状況にあります。

次、11ページでございます。食品流通についてみると、産直の取組でありますとか、産地と大口ユーザーとの直接取引、さらにはインターネットを使った無店舗販売等によりまして、流通経路は多様化しております。このため、卸売市場を経由しない市場外流通が増加しているところでございます。

このような食品流通につきましては、環境の変化に対応した効率化を図るために、卸売市場法をはじめ各種制度の見直し等を進めることとしております。

13ページでございます。「世界の食料需給と我が国の食料自給率」についてでございますが、まず世界の穀物等の国際価格をみていただきますと、右の図にありますとおり、2003年8月に入りまして欧洲の熱波、米国中西部における高温少雨による減産見通しから上昇している状況にございます。

また、食料需給の見通しでございますが、2003から2004年にかけての世界の穀物需給は、期末在庫率が近年でも最も低い水準になると予想されておりますので、引き締まり傾向にあるということでございます。

15ページでございます。食料自給率でございますが、我が国の14年度のカロリーベースでの食料自給率は、10年度以降5年連続で40%となっております。また、消費者サイドか

らの購入ベースでみました金額ベースでの自給率は70%となっております。

我が国の食料自給率は長期的に低下傾向にありますが、食料自給率の向上を図っていくためには、消費面では「食生活指針」をもとに食生活の見直しに向けた国民運動的な展開が必要であり、また生産面では基本計画で策定された生産努力目標を達成するための取組が必要であると考えております。

17ページでございます。これまで余り取り上げてこられませんでしたけれども、我が国における農産物輸出の取組についてでございます。

我が国は、ご承知のとおり、世界最大の農産物純輸入国でございまして、国産農産物の輸出は大きく伸びてきておりません。しかしながら、最近日本の農産物は、価格は高くとも品質のよい高級品というイメージが定着しつつあり、日本の農産物輸出促進が期待されているところでございます。

こうした中で、農林水産省といたしましても、自治体や独立行政法人ジェトロと連携いたしまして、高品質の農産物を中心に輸出の促進を図っていくこととしているところでございます。

19ページでございます。「WTO等をめぐる動き」でございます。

本年9月に開催されましたメキシコ・カンクンでの第5回閣僚会議でございますけれども、投資等の分野で特に先進国・途上国間の対立の溝が埋まらず、具体的な合意のないまま閉会し、農業分野においても何らの合意もみられなかつたところであります。

次は21ページでございます。「各国との経済連携等をめぐる動き」についてでございます。

我が国は、2002年1月に初めてのFTAとして、日シンガポール新時代経済連携協定に署名し、同年11月に発効したところでございます。メキシコとの間では、交渉終盤でメキシコ側から重要品目について新たに過大な要求が行われたことから交渉を妥結させることができなかつたということにつきましては、皆様ご承知のとおりでございます。現在メキシコのほか、韓国、タイ、マレーシア、フィリピン等の各國地域と経済連携に関する議論を行っているところでございます。

23ページでございます。第 章「農業の持続的な発展と構造改革の加速化」でございます。1番目は「平成14~15年度の農業経済の動き」でございます。

まず、農業総産出額の動向でございます。に「14年度」と書いてございますが、これは「14年」の間違いでございますので、訂正をしていただければと思います。14年におけ

る農業産出額は8兆9,261億円で、前年に比べ0.5%増加しております。

このうち農業生産につきましては、14年における農業生産指数をみると、畜産が前年を1.3%上回ったものの、米、野菜等が下回ったことから、全体では前年を0.8%下回った状況にございます。

25ページでございます。また、14年の農産物生産者価格は、前年に比べ2.7%低下しております。品目別には のとおりでございます。

経営の大きな要素でございます農業生産資材価格につきましては、前年に比べ0.9%低下したところでございます。

27ページでございます。農業構造につきましては、まず農家戸数の動向でございますが、15年の総農家戸数は初めて300万戸を下回りまして298万1,000戸、前年比1.5%減となっております。また、販売農家につきましても1.9%減でございます。

次に、農業労働力の動向でございますが、15年の農家人口は964万7,000人と、前年比2.5%減となりまして、農業就業人口、基幹的農業従事者も引き続き減少しております。

29ページでございます。農家経済の動向でございます。14年の販売農家1戸当たりの農業粗収益をみると、畜産等の収入が増加したものの、稲作等の収入が減少したこと等により、前年に比べほぼ横ばいの346万9,000円となっております。

にございますけれども、農家総所得をみると、農外収入、とりわけ給料・俸給の収入が引き続き著しく減少したことを踏まえまして、平成9年以降6年連続で減少し、784万2,000円となっております。

31ページでございます。（3）「主要農産物」のところでございますが、米につきましては、皆様ご承知のように冷夏の影響がございまして、15年産水稻の作況指数は90となっております。特に青森53、宮城69、岩手、北海道73となっております。北海道及び東北6県の生産者に対しましては、天災融資法及び激甚災害法が適用され、経営資金の融資が行われることとなっております。

なお、米の在庫につきましては、十分な量は確保されており、米の安定供給について支障はない見込みでございます。

33ページでございます。一方、米政策改革の進捗状況でございますが、14年12月に決定されました米政策改革大綱に基づき、15年度はその準備期間といたしまして各対策の具体化等が進められているところでございます。

35ページでございます。畑作物（麦、大豆、野菜、果実）でございますが、麦類、大豆

ともに実需者ニーズに対応した生産を進め、需要と生産のミスマッチを解消していくという共通の課題が出ております。

37ページは省略させていただきます。

39ページでございます。畜産物でございますが、食肉の需給で、特に牛肉についてみますと、14年度の国内生産量は、BSE発生以前の水準にほぼ回復しております。

一方、牛肉の消費につきましては、14年度後半から前年同月比を上回って推移しておりますが、BSE発生前の12年度各月と比べますと、まだ1～2割程度下回って推移しております。これに伴いまして、価格も2割程度の下落となっております。

43ページをごらんいただきたいと思います。以上のような農業生産を担うものといたしまして、農業経営、生産基盤がございます。これについてまとめたものが「2 農業経営及び生産基盤の動向」でございます。

まず「農業の担い手、農業経営の動向」についてであります。農業構造の現状につきましては、
、
、
のように一部に構造改革の進展はみられますが、5ヘクタール以上の経営体の経営耕地のシェアは、農家以外の農業事業体を合わせても2割に満たない水準にとどまっておりまして、依然として水田農業においては構造改革が著しく遅れている状況にございます。このため、意欲のある経営体が農業生産の相当部分を補う農業の構造改革の歩みを一層加速化させることが重要でございます。

45ページでございます。農業経営の動向でございますが、これを都府県の稻作経営にみると、平成7年、13年ともに大規模層ほど収益力が高くなっています。規模拡大効果の発現により効率的な農業経営が行われております。しかしながら、13年においては、7年に比べすべての階層において収益力が低下しており、米価の低迷等に伴う農業粗収益の低下が大規模層の経営にも影響を与えることがうかがわれます。

47ページでございます。労働力でございます。新規就農者の数は平成2年、1万6,000人で底を打って以降増加傾向にありますが、近年その伸びは緩やかになっております。また、14年には8万人が新たに就農いたしましたが、将来の農業生産を担う者として期待されます新規就農青年は1万2,000人にとどまっています。

女性農業者につきましては、農業労働に占める女性の割合は、農業就業人口ベースで55.3%、基幹的農業従事者ベースで46.2%と高い水準にございます。また、女性農業者による起業活動は、年々活発化している状況にございます。

49ページでございます。農業経営基盤強化促進法に基づきます認定農業者の認定数は着

実に増加しており、15年3月末の認定農業者数は全国で17万1,746（うち法人6,444）経営体となっておりますが、その伸びは鈍化する傾向にございます。

また、法人化につきましては、農地の権利を取得して農業経営を行うことのできる農業生産法人は、有限会社形態を中心に増加傾向にあり、15年1月現在、全国で6,953経営体となっております。

51ページでございます。農地についてでありますと、耕地面積は昭和36年の609万ヘクタールをピークに、平成14年には476万ヘクタールへと減少しております。また、14年の延べ作付面積は449万ヘクタール、耕地利用率は94.4%となっており、このままでは、「食料・農業・農村基本計画」で示されました農地面積、延べ作付面積、耕地利用率の達成は極めて困難な情勢となっております。

下段の構造改革特区でございますが、多様な法人の農業参入を可能とする特区や、多様な者の市民農園の開設を可能とする特区等を措置し、15年8月までに32の特区計画が認定されております。これらの動きが農業の活性化につながることが期待されております。

53ページでございます。「農協の現状」でございます。総合農協数は、15年4月現在944組合となっております。農協事業の現状をみると、信用・共済事業の黒字で経済事業の赤字を補てんする状況が恒常化しており、これに対し、本年10月に開催されましたJA全国大会では、経済事業改革を中心とした実践計画を決議し、組合員や消費者・国民に目にみえる改革を進めることとされたところでございます。

55ページでございます。最後の第章「活力ある美しい農村と循環型社会の実現」でございます。

「農業の自然循環機能の維持増進」につきましては、農業の持続的な発展を図っていくためには、農業の有する環境保全機能を適切に發揮させるとともに、生産活動等に伴う環境負荷の低減に常に取り組んでいく必要があります。

その施策の一つといたしまして環境保全型農業があり、現在、全農家数の21.5%が取り組んでいるところでございます。

また、持続性の高い農業生産方式に取り組むエコファーマーの数は、11年度の12人から15年9月末には3万5,429人と大幅に増加しており、全農家戸数の1.52%を占めおります。

57ページでございます。農村環境資源の維持活用に関しましては、農山漁村に多く存在いたしますバイオマスの利活用につきまして、14年12月に策定されました「バイオマス・

ニッポン総合戦略」に基づき、さまざまな取組が進められているところでございます。

また、農村には、農地、水、環境、有機性資源等の個性ある多様な地域資源があります。農村の総合的な振興のためには、地域住民の参加によるコミュニティづくり等を通じて、これら地域資源を適切に管理・利活用し、国民共通の財産としての美しく風格ある農村づくりを進めていく必要があると考えております。

59ページでございます。「活力ある社会の実現に向けた農村の総合的な振興」でございます。

農村の現状につきましては、まず農業集落の状況でございますが、減少傾向が続いておりまして、12年で約13万 5,000集落と、平成2年に比べまして約 5,000集落が消滅しております。

生活環境につきましては、10年前と比べて着実に向上去しておりますが、整備水準は都市部に比べて依然として低い状況にございます。

61ページでございます。一方、中山間地域をみてみると、中間山地域は我が国の農業生産の約4割を担っておりますけれども、地理的条件等から農業の生産条件は厳しく、農業の有する多面的機能の低下が懸念されているところでございます。

63ページでございます。「都市と農山漁村の共生・対流」でございます。

都市と農山漁村の共生・対流の促進につきましては、国民的な運動として盛り上げていくために、地方自治体等により15年6月に「オーライ！ニッポン会議」が設立されております。

また、政府は「観光立国行動計画」を7月に策定したところでございます。

65ページでございます。「農村の地域産業の活性化」について、グリーン・ツーリズム、産地直売、情報化の推進の3つの方策を挙げているところでございます。

現状については以上でございます。

続きまして、「資料」をごらんいただきたいと思います。「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策」の構成（案）でございます。第1としたしまして「作成の基本的考え方（案）」でございます。考え方につきまして読み上げさせていただきます。

食料・農業・農村政策は、政府全体として推進していく必要があることから、「講じようとする施策」は、関係府省が、食料・農業・農村基本計画に基づいて次年度に取り組むこととしている施策を総合的に記述する。

構成については、基本計画に基づく施策の年度ごとの実施状況、実施方針を国会等に対

してわかりやすく示す観点から、基本計画に沿ったものとする。

作成においては、以下の点に留意する。留意点は3点ありますが、省略させていただきます。

具体的には、1枚めくっていただきまして、2の「構成（案）」をみていただきたいと思います。最初の基本的な考え方のもとで、このような構成（案）を提案させていただきます。

まず、順番でございますが、冒頭に「概説」がございます。これは例年同様ここに置いております。昨年はその後に特集がございました、続いて食料・農業・農村基本計画の柱立てに基づきまして、等とございましたが、今年につきましては特集を廃止させていただいて、基本計画の柱立てに準拠した順番で、と記述させていただきたいと思っております。

これは、昨年につきましては14年4月11日に「食」と「農」の再生プランがとりまとめられたことを踏まえて、特集が設けられたところですが、今回につきましては、再生プランや同工程表等を踏まえた施策の推進に重点を置くべきではないか、そういうものをフォローアップすることが適當ではないかと考えておりますので、特集をやめ基本計画の柱立てに従って順次推進状況を記述していくことで考えております。の項目については、特段変更はございません。

次のページでございます。に「国際交渉への取組」がございます。昨年はこのような章立てはしておりませんでしたけれども、今年は最近のWTO交渉の推移、情勢変化をみまして、今後のWTOについての取組の重要性を踏まえ、新たに章立てをいたしまして「国際交渉への取組」を記述したいと考えております。また、2に「FTAを含む経済連携の取組」がございますが、特にFTAにつきましては、今後の日韓交渉等に積極的に取り組む必要性が高まってありますので、新たに項目立てをさせていただいたところでございます。

次に、「米政策改革大綱の具体化に向けた取組」を「その他重要施策」のところに入れさせていただいております。米政策改革につきましては、生産、消費、構造改革と広範な分野に及びますので、これをそれぞれの基本計画の項目ごとに記述いたしますと全体像がよくわからなくなるのではないかと考え、ここで一括して整理させていただきたいと考えております。

なお、米政策改革につきましての個別の施策につきましては、それぞれの項目にも記述

したいと考えております。大きな変更点は以上の3つでございます。

このような構成（案）を前提に各府省の施策をとりまとめたものが、参考資料の2「主な施策のポイント」でございます。1ページ目までから10ページ目までが農林水産省関連の主な施策についてでございますが、先ほど申しました資料の項目立てに従って農林水産省の施策を整理したものでございます。中身については省略させていただきます。

以上でございます。

甲斐部会長 次に、参考資料2の食品安全委員会事務局関連について、食品安全委員会事務局の担当の方からご説明をお願いいたします。

食品安全委員会植村課長補佐 食品安全委員会事務局、植村と申します。資料の2の13ページをごらんいただきたいと思います。

食品安全委員会は、7月1日の食品安全基本法の施行と同時に設置されておりまして、今まで委員会の会合を毎週1回のペースで17回開催しております。食品安全委員会の行う施策のポイントでございますが、3点ございます。まず「科学的評価に基づいたリスク評価の適切な実施」、「食品事故等の危害情報の収集・分析・活用体制の整備」、最後に「リスクコミュニケーションの推進」ということでございます。

今まで食品安全委員会は32件のリスク評価の要請を受けておりまして、そのうちの17件につきまして審議をし、意見を要請元の厚生労働省、農林水産省に通知しております。リスク管理機関とリスク評価機関の分離というところから食品安全委員会はできているわけでございまして、「リスク評価の実施」につきましては、引き続き科学的知見等に基づき適切にやっていきたいと考えております。

それから、「情報の収集」でございますが、リスク評価を行うためにも情報の収集というのは非常に重要なわけでございます。現在は収集した情報を手作業で活用しておりますが、そのようなものをできるだけデータベース化して、いろいろなキーワード等で引き出せるというようなデータベース化の予算措置を現在要求中でございます。これがポイントの2点目でございます。

「リスクコミュニケーションの推進」でございますが、これにつきましては、例えば各県10名程度の食品安全モニターを募集しております、各県の食品安全情報に関する情報の提供なり、食品安全委員会が行いました食品健康影響評価、リスク評価の実施状況等についてモニタリングをしていただいております。さらに「食の安全ダイヤル」と申しまして、インターネットなり専用の電話回線を設けまして、食の安全に関する情報を国民の各

層からいただいております。そのようなものとあわせまして、東京、さらには地方での意見交換会を積極的にやっていくことによりまして、リスクコミュニケーションを推進していきたいと考えてございます。

以上でございます。

甲斐部会長 ありがとうございます。

次に、文部科学省関連につきまして、文部科学省の担当の方からご説明をお願いいたします。

文部科学省生涯学習政策局布村政策課長 文部科学省でございます。同じ資料の15ページ、16ページで3点についてご説明をさせていただきたいと思います。

最初は15ページの上の方の構成（案）の 番「望ましい食料消費の姿の実現」、その関連で学校における食教育の充実でございます。内容といたしましては、若い世代、小学校の低学年から食に関する正しい知識の習得、あるいは望ましい食習慣の育成を図る観点からの教材の作成がございます。

また、2つ目の項目といたしましては、学校から食に関する指導の情報を発信しまして、PTAの方々、農業団体の方々と連携しながら、特に学校と家庭、地域が一体となって食育推進事業を展開する事業を新たに始めたいと考えております。

それから、学校給食の場を活用いたしまして、特に安全かつ安心な学校給食の実施という点から引き続き調査研究を行いたいという趣旨でございます。

大きな2つ目といたしましては、 の「農業の持続的な発展に関する施策」のうちの「人材の育成及び確保」で、特に高校段階での取組をここに掲げさせていただいております。

農業高校など専門高校ができるだけ小中学校と連携しながら、小中学校の子どもたちが農業高校等に来まして、直接農業高校でどういう教育が行われているのか体験してもらおうといった趣旨の「みんなの専門高校プロジェクト」を今年度から始めておりますが、それに継続的に取り組む。

また、2つ目のところでは「目指せスペシャリスト」ということで、農業高校につきましては、特にバイオテクノロジーなど新しい時代のニーズに応じたスペシャリストの養成に重点的に取り組んでもらう高校を指定し、重点的に財政的な支援も行っていこうという取組が、この「目指せスペシャリスト」でございます。

継続的には、農業高校の生徒が専門の関連する大学に進学機会の拡充が図られるように

取り組んでいるところでございます。

おめくりいただきまして、16ページにつきましては　の中の「都市と農村の交流」につきましての施策をここに掲げさせていただいております。

こちらでは、学校の中あるいは学校の外で、地域、家庭を通じてできるだけ体験活動を進めていこうと。本来、学校教育の中だけ、いわゆる教室の中だけではなくて多様な体験を子供たちがして人間性の育成につなげていこうと。その中でも自然体験活動、特に農業、漁業、林業等の体験活動を行うことにつきましても、人間性の発達の上で非常に有効であろうと。

そういう観点から、体験活動の中でも都市と農村の共生・対流という観点から、一番上のところでは特に地域間交流推進校という形で、できるだけ都会の子供たちが農村に出向いて集団宿泊活動が取り組めるようなモデル事業も実施しています。

3つ目のところでは「青少年の長期自然体験活動」ということで、一定の長期間田舎に出向いて、その中の自然体験活動の一環として農林漁業体験活動に取り組んでいるというのが該当するところでございます。

一番最後のところでは文化活動の関連で、地域に伝統的に根づいております伝統文化を若い世代に引き継ぐ、そういう趣旨とともに農山漁村に伝わります伝行事等も子供たちに受け継いでもらおうという発想での取組を進めているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

甲斐部会長　　ありがとうございました。

それでは、次に厚生労働省の関連につきまして、厚生労働省の担当の方からご説明をお願いいたします。

厚生労働省高井企画情報課長　　厚生労働省でございます。同じ資料の17ページでございますが、1番目は「望ましい食料消費の姿の実現」ということで、毎年10月を食生活改善普及月間と定めて、そこにありますような食生活改善の自覚を高め、主体的取組を促す、そういう事業を進めております。自治体と協力して、引き続き来年度も実施する予定にいたしております。

2番目でございますけれども、「新食品衛生法に基づく基準の策定等」でございまして、本年、食品衛生法の法改正が行われました。それを受けまして、1つは、残留基準が設定されていない農薬等の基準策定を進めていこうと。特に3年以内に暫定的な基準を定める必要がございますので、そういう基準の策定、残留農薬の分析方法などの策定を進めて

いく予定にいたしております。

2つ目の・でございますが、「食品添加物の安全性」ということでございます。これも今年の食品衛生法の改正で天然添加物について規定が設けられております。これまで四百数十品目使われております添加物について、安全性の確認を計画的に行うことにいたしております。

また、「食品汚染物質」と書いてございますが、長期にわたる摂取によって健康への影響がある重金属について、その摂取量等の調査を行うということでございます。

次の「消費者への情報提供の充実」でございますが、これも今回の食品衛生法の改正でリスクコミュニケーションの規定が設けられております。この拡充を行うという内容でございます。

3番目の「食品の安全対策の強化」でございますが、「食肉の安全確保対策の推進」ということで、BSEの全頭検査を引き続き実施する内容でございます。

また、「輸入食品の監視体制等の強化」ということで、検疫所の検査の強化を行うことにいたしておりますし、「健康食品等に関する監視体制」ということで、これも食品衛生法の改正を受けまして、健康食品の誇大広告等の規制、監視を進めるという考えでございます。

そのほか、従来どおり食品の安全の研究を進めるという内容でございます。

以上でございます。

甲斐部会長　　ありがとうございました。

次に、国土交通省関連につきまして、国土交通省の担当の方からご説明をお願いいたします。

国土交通省平岡地方整備課長　　国土交通省でございます。同じ資料の19ページから関連施策を掲げてございます。

まず、「農業の持続的発展に関する施策」のうち「有機性資源の循環利用システムの構築」として、北海道におきまして資源循環システムの確立やバイオマスの有効活用のための調査等を行います。

次に、「農村の振興に関する施策」でございますが、まず「農業の振興その他農村の総合的な振興に資する施策」としては、多様な産業の振興を図る道路ネットワークの整備、下水道普及の推進、関係府省と連携した農村振興基本計画の作成推進等を進めてまいります。

2番目に「農業生産の基盤の整備と生活環境の整備その他福祉の向上との総合的な推進」といたしまして、交通関係といったしましては、市町村合併を支援する道路整備、あるいは地形的な制約を解消するためのトンネルとか橋梁の整備等の施策を進めてまいります。

また、20ページでございますが、下水道につきましては、農業集落排水事業等とそれの特色を生かしながら連携した整備を進めてまいります。

住宅関係では、地方における定住促進に向けて居住環境の整備などの関連施策を推進いたします。

また、防災対策として、床上浸水対策や土砂災害から人命を守るための緊急プロジェクトの実施、また地域生活用水確保対策でありますとか、21ページになりますが、道路防災対策、積雪寒冷地における道路除雪等を実施してまいります。農山漁村地域における公園整備等も引き続き推進してまいります。

21ページの下の方ですけれども、「中山間地域等の振興に関する施策」といたしましては、産業振興のための道路整備、あるいは過疎地域等の生活環境改善等に向けた道路整備とか、離島における港湾整備等を進めてまいります。

22ページの「都市と農村の交流等に関する施策」でございますけれども、都市と農山漁村の連携支援、地域づくり活動支援等を推進してまいります。また、交流を支える幹線道路の整備でありますとか、交流の場としての道の駅、河川におきます自然再生、あるいは交流拠点整備等を推進してまいります。また、田園居住の推進でありますとか、観光施策の推進等に取り組んでいくことといったしております。

以上でございます。

甲斐部会長 ありがとうございました。

次に、環境省関連につきまして、環境省の担当の方からご説明をお願いいたします。

環境省早川農薬環境管理室長 環境省でございます。最後のページの「農業の持続的な発展に関する施策」というところの「自然循環機能の維持増進」でございます。「水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の改定」ということでございますが、そもそも農薬は農薬取締法に基づいて農林水産大臣の登録を受けなければ製造販売できないことになっておるのですけれども、この登録するか否かの判断項目が10項目ございます。このうち4項目は人の健康とか環境保全に関するもので環境大臣が基準を決めることになっておりまして、作物への残留性とか土壤への残留性、水質汚濁、もう1つ、水産動植物に対する毒性に関するものです。

この最後の基準について、今般平成15年3月に改正を行ったところでございまして、その内容につきましてはお手元の資料に書いてございますけれども、農薬による野生生物や生態系への悪影響の未然防止が重要なことから、水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準について規制を強化するため、これまでの一律的な基準から、個別農薬ごとにリスクを評価して基準値を設定する方式に改正しました。

具体的にいいますと、今までコイに対する毒性ということで、ある一定の毒性値よりも強いものは登録保留するという一律だった基準を、コイだけではなく、メダカとかミジンコとか藻類、こういったものに対する毒性も考慮し、さらに申請された使用方法どおりに農薬をまいて環境中にどのくらいの濃度になるかを予測し、その濃度とその農薬の毒性値を比較する、いわゆるリスクを評価する方式に改めたということでございます。

この施行は平成17年4月でございます。ということで、平成16年度は登録申請に必要となる試験のガイドラインの整備とか既存の登録農薬について基準値のつくり方などをパイロット的に試行するということで、施行に向けての準備を進めていこうと考えております。

以上でございます。

甲斐部会長 ありがとうございます。

それでは、講じようとする施策の構成（案）、ただいまご説明がありました各府省の主要な施策につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

なお、「動向編」におきまして記述、分析すべき内容等については、この後の審議の場でご意見等をいただきたいと思います。

また、進め方につきましては、委員間のご議論、また行政部局との質疑をより深めるために、主な分野ごとに委員のご発言をいただき、その主な内容に沿って質疑等を行いたいと思います。具体的には、講じようとする施策（案）の構成（案）の 章、 章、 章、 章、 章から 章の6分野それぞれについてご意見をいただき、議論、質疑を進めてまいりたいと思います。

それでは、まず第 章の「自給率目標の達成に向けた施策」に関する分野についてご意見をいただきたいと思います。お手元に参考として1枚紙があると思いますが、 章、 章、 章、 章、 それから 、 、 は一緒にやるということで、1章を約10分ぐらいでやりたいと思います。これでも6分野に分かれていますので60分かかります。

それでは、第 章から議論したいと思います。どなたからでもどうぞ。 齋藤委員。

齋藤専門委員 これまでと仕方がちょっと変わったので、全く質問がないようでは我

々委員の務めが果たせませんので、思いつくところを質問させていただきます。

自給率向上の中で私がみるところ、例えば麦ですけれども、これまでのようなミスマッチをずっと指摘されながら、それという施策がほとんど出てこない。民間流通に移行するところについては、その議論は随分出てきているわけでございますが、もっともっとミスマッチを解決するための方策は出てこないのかどうか。米については大分議論して、一応の展望を出してまいりました。麦についてもうそろそろ出すあれではないかと思うのですが、この辺どうかということでございます。

最近、米粉パンを使ったパン等がございますけれども、地産地消の中で食品産業の役割をどうして評価できないのか。やはりこういうところにかかる食品会社の経営努力、つまり品質を上げるなり、そういう努力をしていかないと消費が本当に拡大するかどうかわからない部分があるのではないかと私は思うのですが、この辺についてのお考えを聞きたいと思っております。まず、自給率拡大のための麦作からみたときの戦略というか、その辺のことごぞいます。

甲斐部会長 ほかにございませんでしょうか。少しご質問、ご意見をいただいた後で担当の方にご回答いただきたいと思います。 新開委員。

新開委員 新開でございます。「食料自給率の目標の達成に向けた」とありますね。本当に日本は自給率がすごく低いので、もっと大きなキャッチフレーズを国を挙げてできないものかと思うのです。アメリカもファイブ・ア・デイとか、イタリアなんかもスローフードで、国を挙げての運動をもっと日本はできないものか。ただ自給率を向上するだけではなくて、国を挙げて何かキャッチフレーズをつくってみんなで自給率を上げるような運動をしないと、私たち農家側がいくら一生懸命頑張っても、本当に毎日の生活の中で国産を食べていかないことには自給率は上がらないわけです。「学校給食を通じた地域レベルにおける食育の実践活動」と書いてあるのですが、なかなか米飯が増えないとか、地産地消で地域のものを使いたいけれども、そこにいろいろな制約があったりしてなかなかつながっていかないのです。だから、そこら辺をもっと解決しないことには、地産地消と掲げてもそれが実施されていない。この中で一番大事なことは、本当に目標を立てて自給率を上げる気構えがあるのかないのかをしっかり示してほしいと思います。上がらないにしても上がるよう努力をするようにもっと頑張らないと農業をする人がいなくなるのではないかという危機感が現場にはあるのです。だから、そこら辺をもっと大きく掲げてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

甲斐部会長 ほかにいかがでしょうか。 増田委員。

増田委員 今のご意見とちょっと関係があるのですけれども、7ページの食育の推進のところで、「一方、スローフードに関する運動の進展や」とあります、「スローフード」という言葉をここでいきなり使うとよくわからないのではないかという心配がある。「スローフード」というのはイタリアから出た言葉で、ある種の造語みたいなものですから、後の方には出ていますけれども、地産地消ということをもう少しきっちり説明してある述べる方が……。これはこの年度らしい大事なポイントになると思います。意見です。

情報の受発信というのは最後の項目にありますので、そのことはまたもう少し上手に自給率についてできないものだろうかということを申し上げたいと思っております。

以上です。

甲斐部会長 横川委員。

横川専門委員 私は、農業政策は何のためにあるのかということについて、今一度、確認をいただきたいと思います。この数年間、自給率の議論に加わってお聞きしていて思うのですが、毎回、「日本の農業を守るのか」、「日本の農家を守るのか」、「日本の戦後の流通システムを守るのか」その目的がはっきりしていません。ですから、色々な自給率向上についての話を聞いているとなんとなくできそうなのに、結局いつもできなくて今年もまた同じかと思ってしまうのです。

そろそろ、「いつまでに」、「何を」、「どのように」やるのかを明確に打ち出す必要があると思います。その際にはまず、基本となる目的を確認し、それから、自給率向上についての実践的な議論をしなければいけないと思います。

例えば、国内生産についても、グローバルな時代の中ではWTOやFTAの状況を踏まえた上で取り組まないと、それぞれについて、言っていることとやっていることに食い違いが出てしまうと思います。それには、根本的な問題を明らかにして、まず解決する方法を考えることから始まるのではないかと思うのです。

甲斐部会長 今の委員のご意見に対して、委員同士でのご意見はございませんでしょうか。

それでは、今の委員のご意見に対して、事務局からご意見がございましたらご説明をいただきたいと思います。

武本総合食料局食糧部長 食糧部長でございます。大体私のところにかかる質問で

はないかなと思いますので、回答させていただきます。

まず、斎藤委員からのご質問でございます。麦の関係でございます。ミスマッチの指摘がなされているのだけれども、新たな施策が出てこないのではないかというご指摘でございます。麦につきましては、5年前に新たな麦政策大綱を農林水産省として決めまして、それまで全量政府が買い上げをしていた麦を民間流通という形に切りかえたわけありますけれども、残念ながら民間流通は必ずしも需要の動向が100%価格に反映されるという形まで、純化ができてありません。実需者の方々からもさまざまな指摘が出ております。

そのような問題も含めまして、新たな麦政策大綱をつくりましてから5年たったことございますので、国家貿易を含めた輸入のあり方、国内産麦のあり方、生産、流通、トータルに麦政策のあり方につきまして見直しをしていきたいと思っております。ただ、そういったトータルの見直しに加えまして、少なくともいいものをつくった方々には手取りが増える形　今もそういう形になっておりますけれども、それをより強化していく、そういった手直しをしていきたいと思っております。

それから、地産地消の観点から食品産業の果たす位置づけをきちんとするべきではないかというご指摘でございました。私どももそういった観点から、例えば品種改良につきましても加工適性のすぐれた品種改良をすることもさることながら、既存品種についてもでき上がった食料品の質の向上につながる、つまり加工段階での技術の開発についても積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから、自給率向上に向けてもう少し国を挙げた運動を展開すべきではないかという新開委員のご指摘でございます。私どももいろいろな機会を通じまして取り組んでいるつもりでございますけれども、さらにこの点につきましては努力をしてまいりたいと考えております。

この点に関連しまして、横川委員からもそもそも自給率が上がるのかどうかといったご指摘もございました。自給率そのものは1つの定義がございまして、分子が国内生産量で分母が国民の消費量の割り算の結果でございます。長期的に自給率の動向をみてみると、1960年ごろにカロリーベースで大体80%ぐらいあった自給率が、現在40%まで約半減しているわけですけれども、これが分母・分子の変化のどちらに起因しているかとみてみると、約40年間の長期のタイムスパンでみれば、分母　国民の消費生活パターンが大きく変わったことによって説明できる部分が大体3分の2ぐらいになります。分子、つまり国内生産が減っていったことによる自給率の低下が残りというように分析をされるところで

ございます。

自給率の問題を考える場合には、別に逃げるわけではございませんけれども、1億3,000万人の国民の方々がどういう食生活パターンをおとりになるかということについて、これは農林水産省だけではなく、厚生労働省、文部科学省と連携して取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

ただ、これを直近10年から15年ぐらいの短いタイムスパンでみると、様相が大分変わってまいります。自給率が低下する大体過半から3分の2は国内生産の縮小によって説明ができまして、食生活パターンの変化はかなり小さくなってきます。つまり高度経済成長の過程において生じた食生活の高度化というのでしょうか、その変化がこの10年間ぐらいでみるとかなり落ちついた変化に変わってきたように思っております。したがって、この10年から15年程度の自給率低下は、すぐれて国内生産の縮小に伴って起こっているとみられます。

したがって、この過程について申し上げれば、国内生産をどういう形で再活性化していくかという問題になってまいりますから、例えばこの問題は農業従事者の高齢化とか減少といった問題、農地の耕作放棄といった問題にどういった形でこたえていくのか、さらには、これまで続いておりました農産物の価格政策という形を今後とも続けていくのか、あるいはそれを切りかえていくのか、そういった国内農業政策トータルの見直しが当然必要になってくるわけであります。そういう観点から、経営政策でありますとか農地政策の抜本的な見直しをしていく必要があるだろうと考えます。

以上でございます。

甲斐部会長 今の事務局からのご説明に対して、何かご意見ございますでしょうか。では、次に進ませていただきますが、第 章の「食料の安定供給の確保に関する施策」に関する分野についてご意見を伺いたいと思います。 どうぞ、安高委員。

安高委員 2つほど発言いたします。

1つは、米の農薬の残留基準についてどのように考えておられるかということです。日本の場合、多くの方が1日3回 365日食べるという方が多いと思うのです。外国の場合、そういう方は少ないだろうと。そういう中で日本の基準は立てられていると思うのですが、輸入なんかを含めた外国とのところで日本独自の基準、それを輸入に対してどう適用していくかという部分です。そこら辺をどのようにお考えであるかというところ。

もう1つは意見ですが、トレーサビリティに関してです。BSEのときに牛の個

体管理でトレーサビリティが出てきたわけですが、例えば米を現場でカントリーエレベーターで処理している量は相当多くの割合を占めているわけですが、この個体のトレースとなると非常に困難なものがあろうかと思っております。そういう意味で、トレーサビリティという言葉1つで走っていったときに、牛肉の場合でされましたので、そのイメージがどうしても走っていってしまう。しかし、農産物の場合、非常に多様なものがありますから、多様な農産物に対応できるトレーサビリティをこれから工夫していかなければならぬだろう。農家の意識を変えさせるためには、トレーサビリティというのは非常に有効で重要なことだらうと思っております。そういう意味で、より機能する方法を提供していくないと、カントリーエレベーター、果物の大規模な共同選果場あたりなどでは形骸化していくおそれがあるので、その辺を考慮した上でトレーサビリティの多様な発展というのですか、そういうものを検討していただきたいと思います。

以上です。

甲斐部会長 ありがとうございました。

では、 章に関連して、また今の安高委員のご意見に関連して、どうぞ、古賀委員。

古賀委員 他の公務との関係で何回か欠席しておりますので、論議があったかとは思いますけれども、いずれにしても先ほどの食料・農業・農村の現状の中でもご報告がありましたように、輸入食品が6割以上を占めている現状のもとでは、片一方ではこれらの安全性をどう確保していくのかということが非常に大きな問題になると思います。先ほど厚労省の施策の中で検査や検疫監視体制の強化はうたわれておりますので、そのことは非常に重要だと思うのですけれども、安全性確保のための輸入先国とのコミュニケーションも、日本ということだけではなくて非常に重要ではないかと考えております。このあたりに対する見解があればお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

甲斐部会長 ほかにございませんか。 齋藤委員。

齋藤専門委員 少し具体的なことになるのですが、毎年、生鮮食品の卸売市場経由率というのが出てまいります。野菜は80%、余り大きく変わらないわけでございます。ところが、食品流通の多様化でいつも説明しております。12ページの表は、もうそろそろちゃんとした形の分析をすべきだと私は思っております。これは間違ったシグナルを産地側等に発信する可能性が非常に高いと思っております。その意味では、これは多分、商物分離等幾つかの項目をもし検討していけば、相当市場経由率は下がっているだろうと。市場の

中身の取引を少し追いかけていく必要があると思っています。このことが産地サイドでみると安心した市場依存の論理が出やすいわけでございまして、多様化と相反する部分がかなりあるように思います。

もう1つ、これもよく出るのでございますが、ブランド化にかかわって、11ページ目のでございます。「低価格競争を展開するなかで、購買力（バイイング・パワー）」云々があります。その前にブランド化の問題がございますけれども、PBに近いブランドをもっと考えるべきだと思っております。量販店等のいろいろな意味でのバイイング・パワーはそこにも出てまいります。ブランドは既にナショナルブランドあるいはローカルブランド、いろいろな形はあると思いますが、PBを意識したブランドが非常に多いということにもうちょっと関心をもつべきだと思います。

以上です。

甲斐部会長 ほかにございませんか。 新開委員。

新開委員 安高委員がお米の農薬とか果物についておっしゃいましたけれども、野菜の方がもっと農薬をきちんとスリム化してほしいというのが農家側の意見なのです。ここに「農薬の登録状況、使用方法などの情報をデータベース化し、インターネットなどにより広く情報提供を実施」と書いてありますけれども、例えば大根とカブというのはほとんど同じ状態で成長して、同じアブラナ科なのです。今までではそういう登録でどちらにでも使えたものが急に使えなくなったり、農薬の数が多過ぎてしまって、今までのものが同じ科なのに使ってはいけなくなっていますので、早く農薬の使用方法を農家側に提示してもらいたい、トレーサビリティを実施するならば、もっと農薬をスリム化して農家側に早く提示をしてもらいたいというのが現状です。よろしくお願いします。

甲斐部会長 横川委員。

横川専門委員 「食料の安定供給」という第 章の題名についてですが、今、消費者が本当に求めているのは食料供給の「安定」よりも「安全」です。「安全」についての要求が高いことが結果として、以前ありましたアンケートでの輸入食品に対する不安が60%という数字になったのではないかと思っています。

具体的には、牛肉でのトレーサビリティ導入により、消費者の肉に対する安心感が高まって、国内牛の消費の動きが非常に良くなったのだと思います。また、表示については「きちんとした表示」により「買う人が安心して買える」その結果として「売れ行きが良くなつた」ということが大事です。自給率「40%」という単なる「量」ではなく、「安全」という

「質」を追求することによって初めてお客さんは買ってみようかという気にもなり、輸入品と国産品についての買い方や使い方が変わるので。そうなると、内容の組み立てを考え合わせると、私はこの章の題名を少し変える方がよいのではないかと思います。

つまり、「どうやって安全な食品を供給するか」と考えた場合、「売るもの（安全な商品）」と「売り方（流通機能の魅力）」を良い方向に変えていかないと、自給率は上がらないと思います。委員会全体が、従来の農業政策のスタンスの延長上で、生産者側からだけ見ると「自給率」という言葉だけで捉えてしまいがちですが、それでは消費者側の立場から全くかけ離れたものになってしまふ、そのことの危険性を十分に認識して、見方を変えないと、何も変わっていくことができなくなってしまいます。

甲斐部会長 では、このあたりで事務局からご説明いただきます。

岡島消費・安全局審議官 トレーサビリティの話と輸入食品の安全性のチェックの件と農薬につきましてお答えします。

まず、トレーサビリティでございますが、これはおっしゃるとおり、品目の特性も物によってそれぞれ違いますし、流通とか生産の実態も異なります。それぞれの流通とか品目の特性に応じたトレーサビリティの仕組みをそれぞれつくっていく必要があると思っております。そういう意味で、品目ごとに実証事業を一昨年度からやっておりまして、例えばお米などでしたら余り個々の農家まで行かずに、地域的に同じような時期に同じ農薬で防除するというような体制を仕組んだ上でトレーサビリティをつくるというような仕組みをつくるようなことをしております。そういう意味で、おっしゃるとおり、それぞれの特性に合った形で多様な農産物に対応できるトレーサビリティの仕組みをつくろうということで今進めているところでございます。

輸入食品が増えています、水際でのチェックは厚生労働省ですが、農林水産省としても、各国においてどんな問題が起きているかとか、生産実態などにつきましての調査とか情報収集、あるいは関係国との間の意見交換の場を設定しましてお互いに意見交換をする这样一个形で輸入先国とのコミュニケーションをとっております。これにつきましては、今後とももっと強化していく必要があると考えているところでございます。

農薬の残留基準につきましては厚生労働省からお答えがあると思います。農薬の登録の段階の問題につきましては、今までかなり細かい作物ごとに農薬の登録をするという形になっておりましたが、これをできるだけグループ化を図ろうということで、レタスも非結球のものは一緒にグループにする这样一个形で、かなり大ぐくりで農薬の登録ができ

るような仕組みにしているところでございます。

私からは以上でございます。

厚生労働省高井企画情報課長 今のお話の残留農薬基準の関係ですが、恐縮ですが一般論でお答えさせていただきます。ご案内のとおり、1日最大摂取量という基準がありますので、それに基づいて、一方で国民栄養調査に基づく摂取をもとに1日の最大摂取量におさまるように残留農薬基準をつくっているということでございます。ご指摘のお米についてどういうご趣旨かちょっと図りかねますけれども、すべての食目について1日最大摂取量におさまるように基準を決めているのが原則でございます。

もう1つ、輸入の関係でございますけれども、今お話がありましたように、これは世界の機関からも入ってまいりますし、各国の状況が今すぐ手に入るような状況でありますので、そういう情報を入手する。それから、検疫所の検査でみつかったものについては、相手国との関係でどういう状況かというのをまたコミュニケーションして改善を求めていくということを一つ一つについてやっているというような状況でございます。

甲斐部会長 日和佐委員。

日和佐委員 先ほどからとても悩んでいたのですが、第 章、第 章の大きい課題は、基本法にフィットさせてこういう章の立て方になっているのですか。なぜかといいますと、この大きい章と小さい中身がすっきりしないのです。食料自給率のところに食育が出てきています。確かに食べ方は問題なのですが、自給率の観点だけで食育を論じるというのは少し違ってくると思うのです。先ほど、むしろ自給率が引き上げられないのは、今や国内生産の縮小が3分の1の要因になっているという説明がありました。したがって、食べ方ももちろん影響は与えるでしょうけれども、食べ方が大きな要因とは思えないと解しているのかなと思ったわけなのです。そうしますと、ここに食育を置くというのはいささかおかしい感じがして仕方がないのです。

その次の「安定供給の確保に関する施策」の中に食の安全と安心があるというのもすっきりと整理がされない気がいたしまして、第 章はともかくとして、むしろ第 章のタイトルを変えた方がいいのではないかと思うのです。

安高委員 今の日和佐委員の意見もそうで、横川委員がおっしゃったときに非常に強く感じたのですが、 章の「食料自給率」、 章の「食料の安定供給」、これは両方とも物に対する考え方なわけです。ところが、 章の場合は「安全・安心」となっております。私なりの思いつきの結論からいいますと、ここは「食料の安定供給の確保」ではなく、

「食料の信頼確保」みたいな章立ての方がいいのかなと。信頼となりますと人ととの関係ということになります。生産者と消費者、その人ととの関係。今回は米政策が市場重視になっております。これでマーケティングを取り入れていきなさいと。私は、マーケティングは消費者の求めるものをいかにつくり出すか、消費者の側に常に視点を置いていく、そういうことが重要であろうと思っております。そういうことをすることによって信頼が生まれてくる。だから、逆に自給率を表示するのであれば信頼率という考え方もあるっていいのかなと。自給率40%ということは、もしかしたら信頼率40%かもしれない。そういう意味で信頼とか、消費者と生産者、人と人とのかかわりというような見方の章立て、これはいかがなと思って意見として申し上げておきます。

以上です。

甲斐部会長 今のご意見に回答を……。

涌野情報課長 日和佐委員のご意見に関しましては、この項目立ては食料・農業・農村基本計画の柱立てと完全に 100%一致しているかというとそうではございませんけれども、ほとんどそれに沿ったタイトルづけをしております。第 章の「食料の安定供給の確保に関する施策」も、基本計画からそのままもってきたものでございます。また、例えば食育がどこに入るかという話になりますと、「食料自給率」が第 章にございますけれども、基本計画の中では「食料自給率の目標」の柱の下に「望ましい食料消費の姿」がありまして、そのときそのときの状況によって多少どこかにつけかえることはあると思いますが、基本的にはそれに従って整理しております。

それから、横川委員がおっしゃいました食料の安全・安心・安定供給というのはそのとおりでございますが、 の 1 にあります「食の安全・安心の確保」というのが大前提でございます。したがいまして、「安全・安心の確保された食料の安定供給の確保」ということが正しいと思いますけれども、ここではそのように整理させていただきたいと思います。

甲斐部会長 畑中委員。

畠中専門委員 今のご意見、大変ごもっともなのですけれども、農水審のころからの生き残りとしては、当時非常に問題になっていた自給率の問題は、消費は肉が増えてくるとか、そういったことにななりウエートを置いて、食べ方の問題も 1 つ大きいのだということで、かなりそういう議論があったということがありますよね。

もう 1 つ、安定供給の方も、B S E の問題が出たり、いろいろなところから安全・安心にウエートを置いてきたのですけれども、当時は安定供給ということで、今度は基本計画

そのものの見直しというお話もあるので、今章立てするときには、例えばサブタイトルみたいなものにつけるとか、ある程度工夫をされてしまはるはいって、そして新しい基本計画ができれば、そのときどこに重点を置くかということが出てくるのではないかと思います。

それと、横川委員があっしゃった農業を守るのか農家を守るのかというのは農林水産省としては永遠の課題みたいなもので、この辺も大変難しい問題で、恐らく次の検討されるときの大きな課題になるのかなと思ってあります。

甲斐部会長 ありがとうございました。

私の司会がまずくてなかなか時間どおりいかないのですが、 章の「農業の持続的な発展に関する施策」についてご意見を伺いたいと思います。 どうぞ、増田委員。

増田委員 私、この席に座るたびに同じようなことを申し上げているような気がして恐縮なのでございますが、 章の構成（案）の6の「農村における女性・高齢者対策等の推進」であります。本章の方にいきますと「女性農業者の動向」というところで55.3%が女性であると。目次でこれで出てくるのかどうか知りませんけれども、女性を高齢者と一緒に、これは生活弱者としての扱いだと思うのです。そういうのは、ちょっときづくいいままで時代錯誤ではないかという気がしております。男女共生の法律もできていることですし、家族経営協定というのがなかなか進んでいないという実態もあると思いますけれども、やはり共生社会だということをきっちりうたわないとおかしいという気がいたします。

それから、同じ章の中で「高齢者対策等」と書いてありますけれども、高齢者対策というのは中身では全然出てこないです。高齢者もまた今の農業の実態の中では重要な位置づけだと思うのですが、これはどうしてここから消えてしまっているのかなということですございます。よろしくお願ひします。

甲斐部会長 ほかにございませんでしょうか。 安高委員。

安高委員 まず1点、簡単な方からご意見だけ申し上げます。

この中で農地のことが触れてありますが、担い手とか利用集積といったときに、当然これは農地の法的な部分を扱ってもらわないと、農業という産業を考えたときに農地を縛っている法律の矛盾が相当押し寄せてきている。それに相続法も絡んできているような気がします。そのおおもとを正さないで利用増進とか土地集積といわれても、その辺の矛盾だけがすべて農家・農村に来るのではなかろうかという気がしております。根本的な対応を考えなければならない時期に来ておるのでなかろうかと思っております。

それから、ここは農業の生産現場で非常に重要なところだと思いますが、先ほどから例えれば自給率だとかいろいろな問題が出てきていますが、農業を産業としてとらえて農業を振興していくこうとしていらっしゃるのか、単なる食料供給で、産業としては自立できなくとも食料が供給できればいいと、農産物の物だけに視点を置いて農業をとらえているのか。また、時として農政の中で農業所得以外の部分も含めた農家の存続の考え方も出てくるのです。これは地域の経済とかいろいろな部分もあろうかと思っております。それから、環境とか社会になったときに、農村の維持ということも出てきます。今、米政策を考えたら農業ではやっていけない、農家をどう守るか、その先に農村をどうやって守っていくかという危機的な現場があるのではないかなと思っております。

そして、この政策を考えたときに、農政の理念があろうかと思っております。次に政策の目的があろうかと思っております。そして施策の目標があろうかと思っております。理念と目的に基づいて状況変化に応じた目標の変更であればわかるのですが、目標の変更が目的の変更に伴っているのかな、理念は何なのかなと思わざるを得ないような政策があつたときにどうだろうか。例えば水田農業経営確立対策は2000年から5カ年計画ですが、毎年のように見直し、そして米の大改革となってきております。理念、目的がぐらついていないのだろうかという気がいたしております。

農業自体がずっと管理経済で来ておりましたので、戦略的な発想がなかったと思っております。農家、農協、現場、すべてです。しかし、これから市場経済になるとなったときには、戦略的な視点が非常に重要になってこようかと思っております。戦略にとって重要な理念、目的、目標、この取り扱いを農政のおおもとで間違えたとしたら、戦略の失敗は戦術では補えないと思いますので、意見として申し上げておきます。

甲斐部会長 ほかにございませんか。どうぞ、日和佐さん。

日和佐委員 先ほどの「女性・高齢者対策」なのですが、これは対策ではないと私も思います。女性の参画への援助だと強化ということになると思うのです。それと、確かに高齢者への負担が重くなっているということは事実ではあるのですけれども、もう一方の見方でみれば、高齢になっても仕事を続けていけるという利点も農業の中にあると思います。それを過大評価することはないとされども、評価してもいいのではないかと思っています。

それから、「人材の育成と確保」の件なのですが、このことはずっといわれていて、状況としては新規就農希望者は増えてはきているのです。ですけれども、それを十分にバッ

クアップするシステムができていないがために挫折をしていくとか、耕作する農地を手に入れられないという問題が起こっている。これはかなり意図的に仕組みをつくるべきだと思います。ごく簡単に申し上げますけれども、これは酪農なのですが、たまたま町が牧場をつくって新規就農者の研修をして、そして農場をあっせんしている。新規就農希望者に対してそこまでやっているのです。そのくらいの力を入れないと、これはなかなかうまく動いていかないのではないかと思います。

甲斐部会長 よろしいでしょうか。

それでは第 章について事務局から。

山田経営局審議官 経営局でございます。幾つかご質問、ご意見がありましたので、私からお答えをいたします。

増田先生、日和佐先生から女性・高齢者の話がありましたけれども、私どもは女性は経営者として参画をしていただく、あるいは一緒に経営を担っていただくと考えておりますし、施策の中としても女性が経営者としてやっていけるようにバックアップできないか、あるいは女性が家事とか育児で手間がかかる分をサポートできないか、そういう男女共同参画という観点からとらえて施策を考えているということです。女性と高齢者が同一の項目になっているという問題は、文章の構成としてどうするかというのはありますけれども、考え方としてはそのように考えております。

それから、高齢者につきましては、1つは農業の面で若い担い手で対応できない部分をカバーをしていくような役割もあるのですけれども、もう一方は農村における高齢者の福祉的な観点からお手伝いができないかという面もあります。そういう意味では、女性の場合と高齢者の場合は施策が違うので、先ほどご指摘がありましたように、同じ項目の中で書くのかどうかというのはまたちょっと相談をさせていただきたいと思いますが、確かにそういう観点はちょっと違うと思います。

それから、安高先生から農地の問題、担い手の問題のほかに農地法制のあり方についても検討すべきなのではないかというご指摘がありましたが、これにつきましても基本計画の見直しの際に農地なり担い手の問題は重点的な施策ということで大臣から指示を受けておりますので、私どもとしても農地法制のあり方については、いろいろな観点から議論があると思いますけれども、重要な課題として検討していきたいと思っております。

それから、ご意見にわたる部分かもわかりませんが、農業を産業として育成するのか、食料供給が大事なのか、農家が大事なのか、農村が大事なのか、これは先ほど畠中委員か

らもお話がありましたが、農水省がいつも直面する問題であります。私どもの考え方としては、農業を産業として担っていけるような農業経営を育成していきたい、そういう方々が食料供給の大層を担うような構造をつくっていくことが大事ではないかと考えております。もちろん、すべての食料供給をそういう方が全部できるわけではないのですけれども、そういう方向で日本の農業構造を変えていかなくてはいけないと考えております。

とりあえず以上です。

甲斐部会長 今のご回答よろしいですか。日和佐さん、新規参入者の支援についてはよろしいでしょうか。

日和佐委員 意見ですから。

甲斐部会長 それでは、第 章の「農村の振興に関する施策」についてご意見がございましたら。 齋藤委員。

齋藤専門委員 65ページに「農村の地域産業の活性化」、この言葉はこれまでどのように使われてきたかわかりませんけれども、その項目で「グリーン・ツーリズム」、「产地直売」、「情報化の推進」、この3つが挙げられています。しかし、地域産業の活性化となればもっと総合性が必要だろうと思っております。例えばこれまでアグリビジネスの議論をしてまいりました。新しく地域産業という言葉でくくった場合、もっと多面的な、例えばレストランでも構わないし、加工場でも構わない、いろいろな可能性がございます。そのような総合的な議論をしてきたと思いますが、あえてこれを挙げてきた理由は何か、もっと総合性が必要なのか、それは農外との関係でもそうなのか、その辺の説明が必要だと思います。

それと、確かに直売所等の増加は結構でございますが、一方ではマイナスの部分も随分出てきていると思います。これはかなり安売りになりやすい。足を引っ張る要素もございます。ですので、こういう問題を議論するときには流通問題との関係で少し議論すれば業態の問題だったりするわけでございます。今や直売所は新しい業態を求めないと過当競争に入ってしまうという問題もございます。農業あるいはアグリビジネスとその周辺の環境の問題を少し議論していかないと、地域産業の活性化という議論になるのかどうか、この辺の考えているところを少し説明いただきたいと思います。

甲斐部会長 新開さん、どうぞ。

新開委員 今、委員から、直売店が安売りで必ずしもそれが活性化になっているかどうかというお話をありました。先ほど自給率の問題が出ましたが、農産物直売店というの

は対面販売で消費者とじかに接しますので、これが一番信頼関係をつなぐかけ橋になっていくと私は思っております。私自身が都会の中で農産物直売店をしているからそう思うのかもしれませんけれども、対面で販売して、どこでだれがつくったのかがわかったら、先ほどから問題になっている食品の安全、信頼関係というのは、トレーサビリティでいろいろ書かなくてもいい。垣根を越えて信頼で大繁盛しております。今まで過当競争とか安売り販売で直売所が来た部分もあるかもしれないけれども、これから日本の農業の信頼関係に大きな力になると思って、今毎日頑張っております。

といいますのは、消費者は今非常に輸入農産物に信頼を欠いておりますので、できれば国産を食べたいというムードになっております。そこで、直売店というのは非常にいい役割をしているので、ここからいよいよ直売店への教育とか、これから何を目指して直売店をするのか、そういう部分で、ある意味では1つの流通として國の方からもきちんとした指導をしていただければ、私は逆にここから活性化に大きくつながっていくと思っております。

それから、中山間地の農業ですけれども、ここはもう非常に高齢化しまして、先ほど女性と高齢化ということが出ておりましたが、大半が女性と高齢者でしか農業をしておりません。非常に荒廃しております、400人いる中で講演しても一人も後継者はいないというような実態があちこちに起きております。だから、あえて國は農業基本法にも女性と高齢者をうたっていただいたのではないかと思います。

今、60以上の男女と若い女性が農業を手放したら日本の農業は倒れるのではないかというところまで来ています。ここに委員さんが来ていらっしゃるけれども、今の稲作の平均年齢が何歳か知っていらっしゃるでしょうか。それほど高齢化している日本の農業を、今女性と高齢者が手放したら、本当に日本の農業はつぶれる状態。そういうことをもっともっと消費者に伝えたら、私はある程度自給率につながっていくのではないかと思います。どれほど減反をしているかとか、どれほど自給率が少ないかということが社会に知られていません。農業の平均年齢がどれほど高齢化しているかということも知られておりません。そういう実態をもっと国民に知らせるべきではないでしょうか。

甲斐部会長　　ありがとうございました。今お2人の方から意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

涌野情報課長　　「農村の地域産業の活性化」の例示につきましては、「現状編」の最後の65ページがそのまま「動向編」へということではなくて、今日ご説明する中で例えば

としてグリーン・ツーリズムや産地直売を取り上げているところでございます。特別にこの3方策をもってすべての地域の活性化を図るということではございません。

甲斐部会長 どうぞ。

高橋農村振興局計画部長 基本計画では、地域産業のところはこの3つ以外に他の項目も入ってございます。したがって、先ほどお話がございましたように、特徴的な動きということでこの3つが挙がっているということでございます。

直売所もマイナス面もよく考えるようにという話がありました。事例としては東北管内の話が出ていますが、ご案内のとおり、これは都市部でもかなり出てきておりまして、今まででは新しい動きということで積極的に支援していましたが、おっしゃるとおり、全体の流通との関係とかいろいろな面も考えながらというのは、ご意見を聞いていて、なるほどと思いました。

それと中山間の話ですが、ご案内のとおり、直接支払い一定の支えはしてございます。ただ、いろいろな社会的、経済的立地から農業だけで支えるというのはかなり厳しい状況が一部出てきているのは事実でございます。ここはある意味では国土政策的にどう考えるかとかいろいろな問題が絡んでくると思いますけれども、総合的な農村振興の面もあり、関係省庁もございますので、農業以外のところも含めまして中山間地域のあり方については、白書でどう書くか、あるいは今後基本計画の見直しの中でどう議論するか等ありますが、ご意見を踏まえて関係のところともいろいろ相談したいと思います。

甲斐部会長 それでは、第 章の「国際交渉への取組」についてご意見がございましたら。 はい、どうぞ。

古賀委員 「国際交渉への取組」ということではこういうことなのだろうと思うのですけれども、先ほど報告がありましたように、メキシコ・カンクンの会議が合意できず、FTAの交渉がどんどん進んでいくということは、グローバライゼーションの中での日本の農業をどうしていくのかということが真に突きつけられているということが国民にあらわになってきているのではないかということだろうと思うのです。

片一方では、これらのことにより、より詳しくその交渉状況等々が報道される。そんな中で税金を通じての負担、あるいはさまざまな農作物の個人の負担というのが消費者、國民に明確になってき出している。本当の意味でグローバライゼーションの中での農業の位置づけ、活性化と生産性の向上を具体的にどう本当にスピードを上げなければならないのか。もちろん日本の食料の自給問題とか環境の視点、こういうことを両立させなければな

らないということは大前提ですけれども、私はそういうことなのだろうとWTOやFTAの課題を受けとめているわけです。したがいまして、この「国際交渉への取組」という項目ではこういうことなのだろうと思いますけれども、そんな情勢下の中に今置かれているのだということは一番最初の課題提起や概要の中できちっと触れておくべきではないか、「概説」の施策の背景とか、そんなところに触れておくべきではないか、そういうご意見を申し上げたいと思います。

以上です。

甲斐部会長 上原委員。

上原委員 私、原案を読みまして非常によく書かれているなと思いました。特に「国際交渉への取組」というのをここに入れたことはかなり評価しているのです。ただ、非常に難しい問題がございまして、実は国と国との交渉は農業問題だけでうまくいかないことがある。つまり、ほかの省庁の政策との連携といいますか、そういうことが非常にありますし、農業問題だけでいいか。その側面を今後どうしていくのかというところが非常に問題だ。こここのところを今後どうしていくのか。私自身もどうしたらいいかわからないので、もうちょっとそういうことを考えていかなければならぬというぐらいのことを入れていただきたい。

以上です。

甲斐部会長 貴重な意見をいただきまして……。 横川委員。

横川専門委員 私はWTO関連の基準とFTAに対する取組について申し上げます。

まず、WTOに関する国内外の基準です。添加物・残留農薬・抗生物質などはそれぞれの地域や国によって基準に違いがあります。ここ数年、輸入食品に使われた添加物が、輸出側では認められている物質だったのに日本国内では無許可だったという事件が何件もありました。逆に日本では使用可能な添加物が海外では食品として認められないこともあります。日本と世界とが貿易で関係を維持するには、量の問題とは別に「質の基準づくり」をきちんとして世界全体とどうバランスを取っていくのかが問題だと思います。

それから、WTO・FTA双方に、「積極的取組」という言葉が書いてあります。国としては参加という方針であるにしても、農水省の施策としてこのように掲げて大丈夫なのでしょうか？自給率を検討している一方でFTAに「積極的に参加する」というのは、反対に積極参加するのか賛成に積極参加するのかはっきりしないのですがどうでしょうか？

甲斐部会長 ほかにご意見ございませんでしょうか。 日和佐委員。

日和佐委員　　WＴＯ交渉は今後どういう決着に向けて動いていくかということはほとんど予想ができない状況ですね。ですけれども、恐らく皆さんもそうだと思うのですが、通したい、通さなければいけないのですが、私は日本提案がそのまま通る状況ではない、一定の妥協はせざるを得ないであろうと思っています。ですから、この文章にそんなことはとても書けませんけれども、どういう決着をみるか、その予想を事務局としてはぜひ立てていただいて、その幾つかの予測に関してどう農業政策を強化していくかということについての政策もアンダーグラウンドでもっている必要があるのではないかということをちょっと申し上げておきたいと思いました。

甲斐部会長　　それでは、今のご意見に対してもいかがでしょうか。

小西国際部長　　国際部長でございます。

幾つか問題提起があったかと思います。これからFTAについてどのように日本が参加していくかということでございますが、国全体としてこのFTAをどう進めていくかということでいいと、これは非常に重要な課題だと認識しております。個別の国ごとにそういう観点から国内農業との調和を図りながらどのように進めていくかが課題であります。これは構造政策をどのように進めていくかという問題でもあり、構造改革の見通しも並行して検討しながら今作業をやっている最中です。

もう1つは、国際ルールに従った国内支持のあり方ということも今WTOで検討しているところでございます。緑の政策、青の政策、黄色の政策、それぞれどこまで許されるのかと。方向としては黄から青へ、青から緑の政策、つまり貿易歪曲度の少ない、あるいはない政策へ誘導していくということでございますので、そういうところを積極的にこれから構造改革の中で進めていく。その中で、私どもは農業でどこまで国際的に対応できるのか、WTOの場でどこまで対応できるのか。

また、FTAにつきましては、かなり国によって違います。非常に日本と競合関係にある、競争力が日本にとって非常に大きな影響のある国もございます。また、それほど大きな影響は予想されない、むしろこっちからも積極的に輸出も含めた対応を考えていくべき国もございます。そういうところを国ごとに個別に考えて、できるだけ積極的に参加していく。そういう守りと攻めの両方兼ね備えた対応も必要であろうと思っております。守りの方も単に関税だけではなくて、先ほど申し上げましたような国内支持の国際ルールにのっとったあり方も追求しながらやっていくという観点が必要ではないかと思っております。

それから、今後WTOがどのような見通しになるのかということでございますが、カンクンの後、WTOの理事会を12月15日頃に開く予定です。それに向けて各国で今後の対応について今検討している状況でございます。EUがどのような対応に出てくるのか今EU内部で検討中ということでございますが、日本としても多面的機能の維持、多様な農業の共存をベースに日本提案の趣旨が生かされるように我々は最大限努力をしておりますし、関税の上限の問題についてもそういった観点からこれから関係国と連携して対応していくと考えておりますので、そういう対外的な政策と国内的な構造改革の見通し、その両方を視野に織り込みながら進めていきたいと思っております。

甲斐部会長 ありがとうございました。

それでは、最後に 章、 章、 章をまとめてご意見をいただきたいと思います。
どうぞ、新開委員。

新開委員 「団体の再編整備」、農業委員会の分野でお願いしたいのです。定数の見直しとかいろいろここで挙げてございますが、定数ではなくて農業委員になる基準ですか、今10アールと60日働くというのが農業委員に立候補できる最低の基準です。養豚とか養鶏とか酪農家が非常に大きい鶏舎とか豚舎をもっているのですけれども、何千頭もっていても豚舎は農地にならないということで女性たちが立候補できないのです。養豚とか肥育牛とか酪農は大変な時代を迎えておりまして、女性を代表に出したくても農地とみなされないので立候補できないでいるのです。ずっと長いこと改正されていないそうです。どんなに大きな肥育牛、養豚業でも、2,000頭、3,000頭飼っていても農業者として女性が立候補できない。

それから、10アールとか60日ぐらいではとても農業で生きていけません。きちんとした農業委員を誕生させるためには、もう一度見直す必要があるのではないかなどというのが大方の女性たちの意見なのです。10アールもっていても立候補できるから、どうしても男性でゆっくりして ちょっといいにくい面もあるのですけれども、名誉で農業委員になつていらっしゃる方も非常に多いのです。女性たちが今運動を起こして、本当に農業をしている代表を農業委員に出さない限り日本の農業が変わっていかないということを非常に叫んでいるのです。現場では女性が農業を担っている地域が大半なのに、定年退職した方がぱっと農業委員になる。女性たちがなかなかににくいので、農業委員になる資格の規約をぜひ変えていただきたい。長年これが改正されていないそうですので、ぜひお願いしたいと思います。

甲斐部会長 ほかにございませんか。 増田委員。

増田委員 1つはバイオマスの利活用のことに関係があるのですけれども、有機農業の位置づけはどこにもみえてこないのです。これは厚生労働省の農薬のこととか環境省のテーマとも関係があると思うのです。バイオマスとの関係で、家畜の排せつ物もありますが、畜産では最近有機畜産というのもあちこちに芽生えて実を結びつつあるということを聞いております。有機農業は1つの日本の農業の姿としてスポットライトを当てていいのではないかと思っておりますので、そのお願いでございます。

もう1つは、前の項目で自給率のことをみんな知らないというお話をなさいましたけれども、広報というのですか、情報の受発信ということにかかわるのですか、マスコミといいますかジャーナリズムといいますか、そういう発信するところへの情報の提供はぜひ力を入れてまいりたいことではないかと思っております。

と申しますのは、食糧部さんの関係でしょうか、「隠れ家ごはん」という番組がございます。最初ちょっと情報の押しつけのようなところがあってと見ておりましたけれども、最近あれが大変おもしろいといってみる方が増えてきております。と申しましても私の周辺でのことですから全国的にいえばどういうことなのかちょっとわかりませんが……。番組の効果というのは、結構長くやっていると 今2年度目でしょうか、「あれみてるとご飯が食べたくなるよね」といった人がいますから、効果はあるのです。

やはり予算との関係などがあってなかなか難しいことだと思いますが、国民運動として自給率を上げようという何かいいコピーやつくるような工夫をして、私たちの周りでは知らない人はいないと思っていますが、自給率40%ということを全く知らない人が普通の人でもいっぱいいます。それにはPR、広報、キャンペーンに知恵を出し合わなければならないことではないかと思っております。これは専門家の間でいっても始まらないことだと思います。

以上です。

甲斐部会長 ほかにございませんか。 横川委員。

横川専門委員 質問します。まず、農協の組織改革についてです。最近農協の合併をよく耳にします、その中で1つの県で農協が合併して1つだけになったというのも聞いた気がします。このように合併が増えてくると、農協・全農・経済連の機能のダブリも出てくると思います。それはどうするのでしょうか？ 現に、経済連のない県が既にあるということですので、今までの仕組みをどう再編していくのか、これは大きな問題かと思います。

私は、その複雑さの背景に、補助金制度の問題があると思います。現行の法律では、団体宛にしか補助金が出ないそうですが、これには「補助金を出す相手先は団体でなければならぬ」根拠が何かあるのでしょうか？私は補助金自体には反対ではありません。例えばお米の場合に、「収穫50%の農家には50%補填する」「作況指数90を下回った人にはその不足分を補填」といったやり方で農家個人や地域宛に出せばいい、それで農家を守れると思うのです。現状では、補助金の宛先は全て団体でなければいけない、これでは一律・丸投げとも解釈が可能で、非常に不透明です。そういうところをはっきりしてひとつひとつ見直しをしていただかないと、本当に農家の人たちにとっていいことになるのかどうか、疑問だけが残ることになってしまいます。

甲斐部会長 わかりました。今のご質問、ご意見に対してもいかがでしょうか。どうぞ。

山田経営局審議官 新開委員の女性の農業委員への参入というのでしょうか、登用というのでしょうか、これは農林水産省もそうですし、関係の農業団体、あるいは農家の方々もそうですけれども、ぜひとくさんの女性の方が農業委員に入っていただきたいと考えてありますし、全体の動きとしてはそのようになってきております。前回の農業委員の改選の際にも、女性の委員はたしか2倍に、1,000人ぐらいだったものが2,000人ぐらいに増えていて、増える傾向にあると思いますし、私どももそれを後押ししていきたいと思っています。

ただ、農業委員さんは、選任委員もありますけれども、基本的には選挙というルールがあります。今おっしゃったように男性の方が立候補してしまうとか集落代表みたいな格好で出てしまうということが往々にしてあると思うのですが、できるだけ女性の参画ができるように進めていきたいと思っております。

ただ、土地利用型の農業でない方が農業委員になれないというお話をありました。選任委員として推薦で入ることはできるのですが、選挙委員としては今の状況ではできないのです。農業委員会の主たる業務が農地法の権利移動についての許可をするというのが法律上認められた権限なので、基本的には農地の権利をもっている方々の間から農業委員さんを選んでいくという考え方であります。そのところを農地の権利がなくても選挙委員にできるかどうかというのは、農業委員会の権限との関係でちょっと問題があるのではないかと思いますが、どこまで女性の参画ができるか、また検討していきたいと思っています。

もう1つ、農協のお話がありました。経済連と全農、あるいは単協の関係がどうなるのかということです。農協改革をこれからやっていこうと思っているのですけれども、全体の考え方としては、これまで全農を中心となって経済連をむしろ全農の方に統合していくという格好で進んできたのですが、これから単協も大きくなっていくし、地域で消費をする地産地消、あるいはブランドのものを売っていくということを考えますと、私どもとしては、これから単協が中心になって自分たちの地域の生産をどのようにしていくのか、それをどうやって売っていくのかということが中心となっていくべきと考えております。そういう意味では、単協中心で、全農なり、経済連が、補完的な役割を担う、あくまで単協が生産なり経済活動を行っていく中心になるべきだと考えております。これは農協系統組織の方もそういう考え方で進んでいこうという方向になっていると承知をしております。

それから、農協でないと補助金がもらえないのではないかというお話があったのですけれども、これについても農林水産省としては直していこうと思っています。農協以外の団体なり、できれば農家であっても直接助成が受けられるような仕組みにしていこうということで、16年度予算要求については、農協以外の団体も補助事業の対象となるように措置をいたしましたし、これからも農協だけが、あるいは農協系統だけが補助対象になるような補助事業は認めないということでやっていきたいと考えております。

以上です。

甲斐部会長 ありがとうございました。

涌野情報課長 増田委員からございました有機農法につきましては、この構成（案）の「自然循環機能の維持増進」のところで触れさせていただくことになると思います。

それから、農林施策のPR等についてでございますけれども、これは本年7月に「農林施策に係る情報の受発信に関する基本方針」が策定されましたので、これに従いまして各局と連携してやっていきたいと考えております。

甲斐部会長 各委員からいろいろご意見がございましたけれども、講じようとする施策の構成（案）につきましては、事務局の案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

甲斐部会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題の「動向編」の作成に当たりましての考え方についてご意見を伺いたいと思います。

まずは事務局から簡単にご説明お願いいいたします。

涌野情報課長 参考資料の3をごらんいただきたいと思います。「動向編」作成に当たっての考え方でございます。

「基本的考え方」の(2)のところでございますが、平成15年度においては、新たな食品安全行政や米政策改革の枠組みの構築、WTO交渉等の国際情勢、食料・農業・農村基本計画の見直し作業の着手等の情勢変化を踏まえ、現行の基本計画の課題に即した検証を行うとともに、食の安全と安心の確保や米政策改革に向けた具体的な取組、食料消費と食料自給率、農業の構造改革等の現状に重点を置いて分析・検討を行うこととする。

「主な分析・検討の視点」につきましては、従来どおり「食料分野」、「農業分野」、「農村分野」の3点を考えております。中身については省略させていただきます。

「その他」でありますが、昨年度の白書につきまして、役所文章でかなり読みにくいうようなご批判を女子大生等からもいただいておりますので、お話を伺いましたりしてできるだけ読みやすい、片仮名の少ないわかりやすい白書を目指したいと思います。

以上でございます

甲斐部会長 ありがとうございました。

それでは、次に「動向編」を作成するに当たっての考え方の資料について、15年度白書に盛り込むべき事項、分析、検討の視点等についてご意見を伺いたいと思います。

なお、その際には、会議の冒頭で情報課長からご説明いただきました「食料・農業・農村の現状」の資料なども参考にしていただければと思います。 齋藤委員。

齋藤専門委員 都市農村交流がかなり進んできて、いろいろな意味で活発化して、いろいろないい成果を出しているわけでございますが、非常に交流が進化するにつれて、定住したいという意向が非常に強まってきております。しかし、定住するとなるとそれだけの生活基盤としての農業の役割がどうしても必要になるわけでございますが、その受け皿の議論が余りなされていないようでございます。したがって、また都市に戻っていく、あるいはどこかに戻っていくという現象が随分あるようでございます。対流という意味合いがどういう意味かわからないところがあるのですけれども、本来定住する受け皿をつくった上で施策がないと、これはこれから非常に困ったなという問題がございます。つまりそれだけ交流が進化したということでございまして、政策も進化する必要があるのではないかと思っておりますが、この辺はどうお考えでしょうか。

甲斐部会長 ほかにございませんでしょうか。 なければ、齋藤委員のお考えにつ

いて。

高橋農村振興局計画部長 都市農村交流につきましては、資料に出しておりますように、最近は大分活発化しています。ただ、正直いいまして、都市部にかなり潜在需要はあるのですが、まだまだ需要の掘り起こしといいますか、それに至っていないところもあります、そのあたりはこれから努力したいと思います。

先ほどの定住というのは、ある意味では都市農村交流の究極の姿だと思うのですが、当省のサイドからいいますと、就農の際のいろいろな支援、また、例えば農業農村整備事業の中で圃場を整備するときに土地を生み出して住宅用地をつくるとか、そういうのもやっております。ただ、それをトータルな形で定住を目的には今のところやっていません。市町村の単独の努力も含めまして、地域的な取組は事例的には承知しておりますが、これは多分我が省だけできっちりトータルにとらえるというのは難しいと思います。関係省庁もございますので、白書の段階で書ける話なのかどうかわかりませんが、これも基本計画見直しの中で、ご指摘も踏まえましてトータルで定住的なことの政策の体系化を図るというようなことが果たして可能かどうか検討させてもらいたいと思います。

甲斐部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

格別なければ、次に進めさせていただきます。

先ほどの質疑にも関連するのでありますけれども、現在農林水産省で準備・検討が進められている食料・農業・農村基本計画の見直し作業の状況等について、参考として情報提供をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

佐々木政策調整室長 官房企画評価課の政策調整室長でございます。お手元の参考資料4をごらんいただきたいと存じます。

1枚目にありますのが、今年の8月29日に発表されました農林水産大臣の談話そのものでございます。これにさまざまな思いが込められておりますので、ここをなぞっていただく形でご説明したいと思います。

2つ目のパラグラフにございますように、現在の食料・農業・農村基本計画は平成12年に閣議決定をされておりまして、基本法の規定にもございますように、おおむね5年ごとに見直すということ、さらにはその後の現行基本計画が策定されて以降のさまざまな情勢変化といったことがございますので、大臣から、この際、平成17年を目途に新たな基本計画を策定すべく見直し作業を開始するということで、私どもの方に作業を本格的に進めるようにというご指示があったところでございます。

その際、次のパラグラフにも書いてございますように、現在の基本計画に規定されているもの自体、あるいはそれに基づいて実施されている各般の施策、これらについて徹底的な検証を行い、必要な点の見直しを行っていくということが基本でございます。

「特に」ということでその次のパラグラフに書いてございますように、消費者の視点に立って施策の強化を検討していくということでございます。

また、その次のパラグラフにございますように、現在の基本計画を決定したときからの課題でもございますけれども、特に三大検討課題を特記して本格的な検討を行うようにというふうにご指示がなされております。

1つ目は、（一）にございますように、品目別の価格・経営安定政策から、諸外国の直接支払いも視野に入れた、地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行。

2つ目が、望ましい農業構造・土地利用を実現するための担い手・農地制度の改革。

3つ目が、環境保全を重視した施策の一層の推進と、食料安全保障や多面的機能発揮のために不可欠な農地・水等の地域資源の保全のための政策の確立といった事柄でございます。

こういったご指示を受けまして、現在省内でそれぞれの担当セクションを特定いたしまして、事務的な検証作業、検討作業を行っているところでございます。

今後の段取りについては、一番最後のページにスケジュールということで、現時点におきますあらあらの考え方を整理をいたしております。

今年中にも食料・農業・農村政策審議会でのご議論を開始していただきまして、その後、企画部会におきまして十分もんできいただき、現行計画の検証、それから中間的な論点整理、最終的なまとめという手順を踏んでまいりたいということでございます。

現在、事務的にその候補日等につきまして照会をさせていただいているところでございますけれども、追って本審議会の開催日程等が決まりました段階でまた改めて正式にご案内させていただきたいと思いますので、なにぶんよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

甲斐部会長 ありがとうございます。今のご説明に関しまして特にご意見、ご質問を希望される方がありましたらどうぞお願いいたします。 よろしいでしょうか。

予定の時間をオーバーしてしまいましたけれども、事務局には、本日の議論を十分踏まえて、講じようとする施策及び動向に関する年次報告の作成に当たっていただくようお願いいたします。

今後の白書関係のスケジュールにつきまして、事務局ではどのようにお考えでしょうか。

涌野情報課長 本日いただきましたご意見を踏まえまして、「講じようとする施策」及び「動向に関する年次報告」の案を作成し、次回の施策部会にてご審議をいただきたいと考えております。

時期といたしましては来年の3月ごろ、また本審議会については4月ごろを予定しております。この日程でご了解いただければ、お手元に日程表をお配りしておりますので、お帰りの際には都合が悪い日にチェックしていただいて机の上に残していただければと思います。よろしくお願いいいたします。

甲斐部会長 ただいまの事務局からのご提案について、特段のご意見がなければそのように進めさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

甲斐部会長 それでは、そのようにしていただくとともに、日程が決まりましたら事務局から委員各位に早目にご連絡をいただきますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

了